

2 高齢者プラン

高齢者プラン

(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

～ 高齢者が安心して元気で暮らせる環境を整えます ～

全国的に少子高齢化が進展する中で、本町においても65歳以上の高齢者人口の割合は年々増加を続けており、令和7年には4割を超えると予想されています。こうした高齢化の進行に加え、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の流行など、予測できない事態が生じている中で、高齢者が住み慣れた町で安心して元気に生活し続けることができる仕組みを構築し、推進していくことは、極めて重要な課題となっています。

その課題に対し、目指すべき将来目標と基本理念を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明確にするため、老人福祉法及び老人保健法に基づき、本町では平成5年から老人保健福祉計画を策定してきました。平成18年6月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことによって「老人保健法」は「高齢者の医療の確保に関する法律」と改称され、平成20年4月1日の施行後、「市町村老人保健計画」は法定計画ではなくなりましたが、高齢者福祉と保健は一体的に取り組む必要があることから、引き続き高齢者保健福祉計画として策定してきました。今回、第三次保健福祉計画に新たに「さわやか健康しずくいし21・食育推進計画(第3次)」を追加するにあたり、「高齢者保健福祉計画」の保健部分を統合し、「高齢者保健福祉計画」は「高齢者福祉計画」に名称を変更し、連携した形ですすめてまいります。

また、心身機能の衰えからくる介護という問題を社会全体の課題として捉え、要介護者等の能力に応じ、自立した日常生活を営むための援助を目的に平成12年度に介護保険事業が導入されました。この事業の円滑な実施を計画的に実現するものとして、平成11年度において介護保険法に基づき介護保険事業計画を策定し、高齢者保健福祉計画と整合性を図りながら、3年を1期として一体的に推進しています。

令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画においては、基本理念である高齢者が安心して元気で暮らせる環境を整えるため、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を実施してきました。

これまでの取組を継承しながら、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの一層の深化を進めるとともに、現役世代が急減する2040年を見据えた中・長期的な視野に立った施策展開を図るものとして、令和6年度からの第9期介護保険事業計画を策定します。

●根拠法令●

- ・高齢者福祉計画 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8
- ・介護保険事業計画 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条

● 施策の体系 ● ～ 高齢者が安心して元気で暮らせる環境を整えます ～

<基本理念>

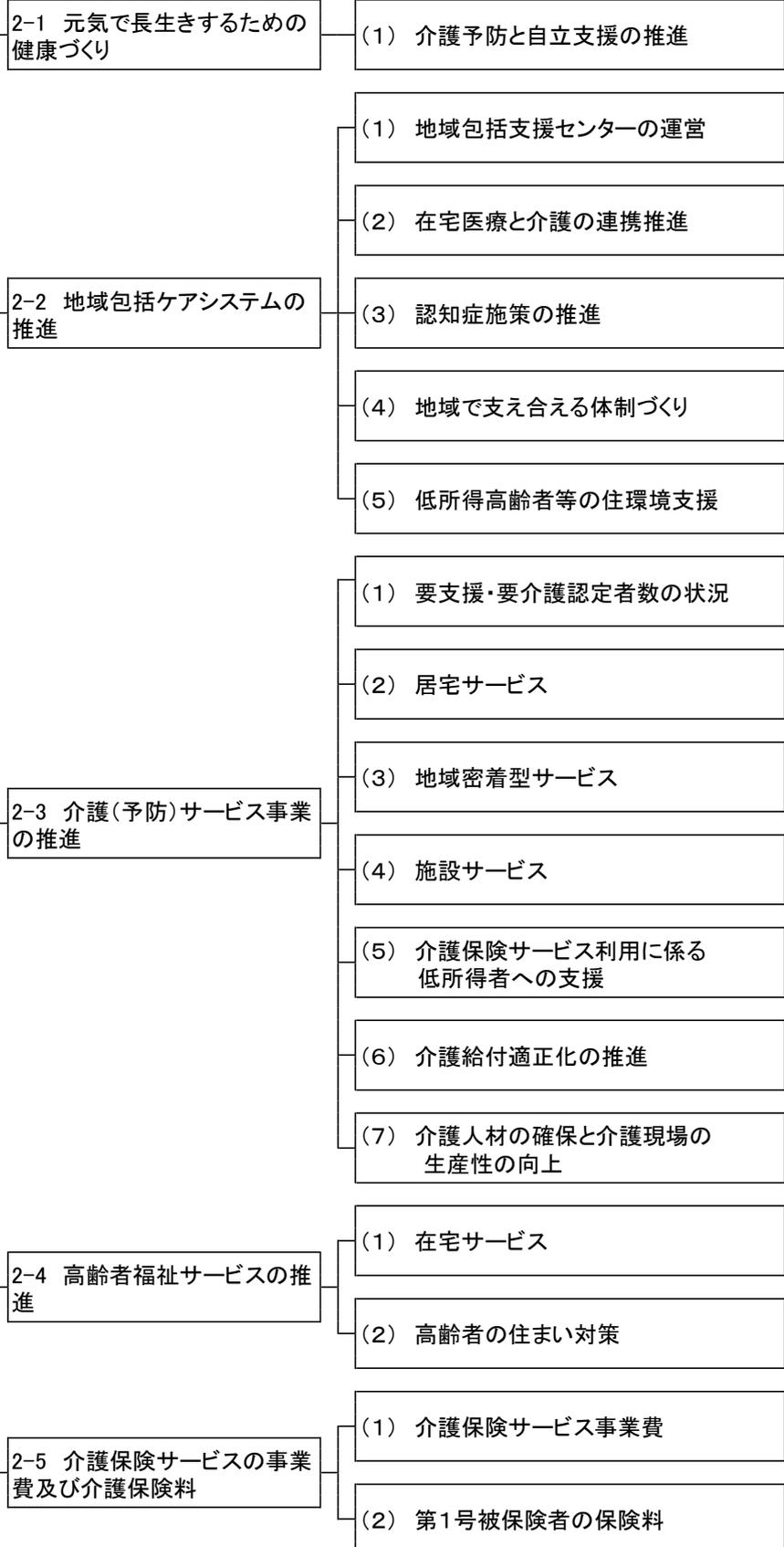
<基本目標>

<施策の方向>

2 高齢者プラン

(高齢者福祉計画・
介護保険事業計画)

高齢者が安心して元気で
暮らせる環境を整えます



● 施策の内容一覧 ●

介護予防と自立支援の推進	① 一般介護予防事業	地域密着型サービス	③ 認知症対応型通所介護	
	② 介護予防・生活支援サービス事業		④ 小規模多機能型居宅介護	
	③ 介護予防ケアマネジメント業務		⑤ 認知症対応型共同生活介護	
	④ 介護予防のための地域ケア個別会議		⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	
	⑤ 指定介護予防支援事業		⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
地域包括支援センターの運営	① 総合相談・支援業務	施設サービス	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	
	② 権利擁護業務		⑨ 地域密着型通所介護	
	③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		① 介護老人福祉施設	
在宅医療と介護の連携推進	① 介護・医療・福祉の連携強化	施設サービス	② 介護老人保健施設	
	② 地域医療の充実		③ 介護医療院	
認知症施策の推進	① 認知症高齢者等支援の充実	介護保険サービス利用に係る低所得者への支援	① 高額介護サービス費	
地域で支え合える体制づくり	① 多様な主体間の連携体制の構築		② 高額医療合算介護サービス費	
	② 地域主体の仕組みづくりと人材育成		③ 特定入所者介護サービス費	
	③ 支え合い意識の醸成	介護給付適正化の推進	① 介護給付適正化事業	
	④ 趣味や生きがいづくり活動の推進		介護人材の確保と介護現場の生産性の向上	① 介護職人材確保と業務効率化の推進
低所得高齢者等の住環境支援	① 低所得高齢者等住まい・生活支援事業	在宅サービス	① 寝具洗濯等サービス事業	
居宅サービス	① 訪問介護		② 緊急通報装置貸与・給付事業	
	② 訪問入浴介護		③ 高齢者外出支援事業	
	③ 訪問看護		④ 軽度生活援助事業	
	④ 訪問リハビリテーション		⑤ 老人日常生活用具給付等事業	
	⑤ 通所介護		⑥ 訪問理美容サービス事業	
	⑥ 通所リハビリテーション		⑦ 生活管理指導短期宿泊事業	
	⑦ 短期入所生活介護		⑧ 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり事業	
	⑧ 短期入所療養介護		⑨ 家族介護支援事業	
	⑨ 特定施設入居者生活介護		⑩ 高齢者等暮らしの活動支援事業	
	⑩ 居宅療養管理指導		高齢者の住まい対策	① 養護老人ホーム
	⑪ 福祉用具貸与			② 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
	⑫ 特定福祉用具販売		介護保険サービス事業費	① 居宅・地域密着型・施設サービスの給付費
	⑬ 居宅介護住宅改修			② 介護予防・地域密着型介護予防サービスの給付費
	⑭ 居宅介護支援	③ 介護保険標準給付見込額		
地域密着型サービス	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	④ 地域支援事業費		
	② 夜間対応型訪問介護	第1号被保険者の保険料	① 第1号被保険者の保険料	

2-1 元気で長生きするための健康づくり

(1) 介護予防と自立支援の推進

【現状と課題】

本町の人口は減少の一途をたどっており、それと反比例して高齢化率は団塊の世代が75歳以上となる2025年には40%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には45%を超えると予想されています。また、介護認定状況は、要支援認定者率(注1)が県平均よりも高い状況にあります。

このような中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を送るためには、介護保険法第4条において国民の努力義務としても示されている介護予防と自立支援の必要性への意識啓発と事業の推進が重要です。

町では、介護予防事業を65歳以上のすべての高齢者を対象に実施し、介護予防に効果があると実証されているシルバーリハビリ体操を取り入れた住民主体の通いの場(注2)の普及啓発を推進しています。通いの場を充実させることで身体を動かす習慣を持ち、高齢者が陥りやすいフレイル(虚弱状態)(注3)や生活不活発の状態、閉じこもりを予防するとともに、参加することにより人や社会とのつながりをいつまでも持ち続けることができ、見守りや生活支援の場となっています。

令和2年度には、健康保険法等の改正により「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」(以下「一体的実施」という。)(注4)という新たな制度が始まりました。この制度は、これまで、国民健康保険、後期高齢者(注5)医療制度、介護予防を行う介護保険担当の各々が実施していた保健事業について、関係部署が連携し、健診等のデータを情報共有し、切れ目ない保健事業を実施していく取り組みです。本町では、岩手県後期高齢者医療広域連合(注6)の委託を受け、令和5年度から開始しています。この事業の通いの場への関与により、高齢者一人一人の健康状況を把握し、健康教育や健康相談等を行い、より効果的なフレイル予防と介護予防意識の醸成が期待されています。

今後は、シルバーリハビリ体操指導者の養成とともに、住民主体の通いの場を増やし、持続できるよう取り組みを進める必要があります。

自立支援については、町地域包括支援センターや委託している事業所の介護支援専門員が、介護予防のサービスを適切に利用し、自立を支援するための介護予防ケアプラン(注7)を提供し、高齢者一人一人に対して責任をもって支援しています。また、専門の多職種の助言を踏まえ個別の支援方法について検討する地域ケア個別会議を開催しています。今後においても、自立支援型のケアマネジメントによる効果的なサービス実施により、要支援状態からの重症化予防と自立を進める必要があります。

【目指すべき状態】

介護予防や健康づくりにつながる活動が各地域に定着することで、高齢者自らが介護予防や健康づくり活動を行い、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができる。

- 注1 要支援認定率：介護保険の第1号被保険者（65歳以上の人）のうち、要支援の認定を受けた人の割合。
- 注2 住民主体の通いの場：月1回以上介護予防に資する体操などを住民が主体となって継続して実施する通いの場。
- 注3 フレイル（虚弱状態）：要介護状態に至る前段階として位置づけられ、身体的脆弱性のみならず精神的心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態。体重減少や疲れやすい、歩行速度の低下、気力の低下など、加齢により心身が老い衰えた状態。
- 注4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施：年齢が75歳に到達するとそれまでの国民健康保険制度や社会保険制度から後期高齢者医療制度へ移行する結果、これまでの健康診査の結果や保健事業が途切れてしまい、継続的な支援ができないという課題があった。この課題を解消するために、複数の慢性疾患を持ち、フレイル状態に陥りやすい高齢者に対して、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行い、医療専門職が積極的に関わり、保健事業と介護予防を連携して実施することにより高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるようにするための取り組みのこと。
- 注5 後期高齢者：後期高齢者医療制度の対象となる75歳以上の高齢者及び一定以上の障がい状態にある65歳以上の高齢者（65歳以上75歳未満は前期高齢者）。
- 注6 岩手県後期高齢者医療広域連合：後期高齢者医療制度の保険者
- 注7 ケアプラン：個々のニーズに合わせた適切な保険・医療・福祉サービスが提供されるように、介護支援専門員を中心に作成される介護計画のこと。

【施策内容と活動指標】

①一般介護予防事業

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防普及啓発事業により、介護予防に関する知識の普及・啓発をします。 ● 地域介護予防活動支援事業により、地域における住民主体の介護予防活動を支援するため、シルバーリハビリ体操指導者を養成し、住民主体の通いの場づくりを進めます。 ● 関係課との連携により、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業を推進します。 ● 筋力向上トレーニング事業受講者による自主活動クラブを支援します。 ● <u>リハビリテーション</u> (注1) 関係者による自立支援のための事業を検討します。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
介護予防普及啓発事業 延べ参加者数	人	849	1,200	1,200	1,200	1,200	
地域介護予防活動支援 事業延べ参加者	人	5,151	5,700	5,800	5,900	6,000	
シルバーリハビリ体操 活動している指導者数	人	25	28	30	32	44	
シルバーリハビリ体操 を実施する住民主体の 通いの場箇所数	か所	16	17	17	18	21	

②介護予防・生活支援サービス事業

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との連携により、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスにおける多様なサービスの創設について検討します。 ● 住民や地域の団体などが高齢者支援のための活動に取り組むような仕組みづくりを検討します。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
介護予防・生活支援 サービス事業数	事業	3	3	3	3	3	

注1 リハビリテーション：心身に障害を持つ人の人間的復権を理念として、障がい者の能力を發揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術。

③介護予防ケアマネジメント業務

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の自立支援を考えながら、総合事業の対象となる利用者に対して介護予防ケアプランを作成します。 ● 介護予防・生活支援サービスの提供量を確保し、介護予防サービス事業者と関係機関との連絡調整などを行います。 ● 定期的に状況を把握し、体調や環境などの変化に応じて随時介護予防ケアプランを見直しします。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
介護予防ケアマネジメント件数	件	681	900	900	900	900	

④介護予防のための地域ケア個別会議(注1)

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者本人の自己決定を尊重しながら、その実現に向けた具体的な方法について専門職のアドバイスをいただきながら検討する自立支援サポート会議(注2)を開催します。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
自立支援サポート会議事例件数	件	3	8	10	10	12	

注1 地域ケア個別会議：「地域ケア会議」の一種。支援が必要な高齢者の有効な支援策を検討し、個別課題の解決を図る。

注2 自立支援サポート会議：地域ケア個別会議

⑤指定介護予防支援事業

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービスを適切に利用することができるよう、介護予防サービス計画を作成します。 ● 介護予防サービスの提供量を確保し、介護予防サービス事業者と関係機関との連絡調整などを行います。 ● 定期的に状況を把握し、体調や環境などの変化に応じて随時介護予防ケアプランを見直しします。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
介護予防サービス計画作成延べ件数	人	2,166	2,200	2,200	2,200	2,200	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
介護予防に資する住民主体の通いの場への高齢者の参加者割合※	%	3.7	4.0	4.5	4.5	6.0

※介護予防に資する住民主体の通いの場への高齢者の参加者割合：シルバーリハビリ体操を実施する住民主体の通いの場とレインボー健康体操参加者、活動している指導者の実人数をもとに算定。

2-2 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括支援センターの運営

【現状と課題】

町では、高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう支援する拠点として平成18年度に地域包括支援センターを設置しました。

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士(注1)、主任介護支援専門員の3職種を配置し、高齢者や介護者を支援する総合相談支援業務、高齢者の権利を守るための権利擁護業務、高齢者に関わる関係者間の連携・協働の体制づくりや介護支援専門員の支援などを行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを、3職種の職員が中心となり、関係機関と連携しながら推進しています。これらの業務のうち総合相談支援業務については、近年は、高齢者介護に関する相談のみならず、多様化・複雑化する課題に加え、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などをこどもが日常的に行っているヤングケアラー(注2)など家族介護者まで想定して支援に取り組む必要があります。このような状況の中、地域包括支援センターは包括的な相談支援を担うことが期待されることから、正確な情報把握を行い、適正な支援機関・サービスにつなぎ、関係機関との情報共有・連携により継続的にフォローするなど、相談体制の充実を図っています。

また、介護予防支援事業として、要介護状態等の軽減や悪化の防止のため要支援認定者のケアプランの作成を行っておりますが、今後も要支援認定者が増加すると見込まれるため町内外の居宅介護支援事業所へ委託するなど連携を図る必要があります。

その他関連する事業として、一般介護予防事業、生活支援体制整備事業、認知症(注3)総合支援事業、高齢者生活支援事業、老人ホーム入所保護措置事業などを行っており、高齢者支援の充実を図っています。

これらの、地域包括支援センターの事業の実施状況について、評価や点検を踏まえ、市町村(保険者)と地域包括支援センターが現状を共有し、必要に応じ事業計画への反映を検討するなど、効率かつ効果的な評価システムと点検ツールの構築が必要です。

【目指すべき状態】

高齢者や家族介護者への相談対応により、必要な支援サービスの提供や関係機関へ繋ぐことで安心して生活することができる。

注1 社会福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された国家資格。高齢者・障がい者・児童などすべての領域を対象とした相談援助の福祉専門職。

注2 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこども

注3 認知症：後天的な脳の器質的障がいにより、記憶力や判断力などの認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態を指す。人によっては「怒りっぽくなる」、「不安になる」などの症状も表れる。

【施策内容と活動指標】

①総合相談・支援業務

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であることを繰り返し周知します。 ● ヤングケアラーなど相談内容が高齢者のみならず他分野に跨るときは、迅速に担当部署へつなぎ情報共有・連携を図ります。 ● 相談者のニーズを的確に把握し、サービスや関係機関及び制度の利用につなげる支援をします。 ● 地域住民組織・民生委員や関係機関と連携しながら高齢者の支援をします。 ● 高齢者福祉サービスや介護保険サービスなどについての情報提供や申請代行をします。 ● ヤングケアラーを含めた家庭における介護の負担軽減のための取り組みを進めます。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
相談延べ人数	人	423	470	480	480	510	

②権利擁護業務

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が安心して生活できるよう権利擁護に関する情報提供を行います。 ● 判断能力が不十分な高齢者等の権利を擁護するため、成年後見制度の利用が必要な方が適切に制度を利用できるように支援します。 ● 身寄りが無いなどの理由で成年後見の利用ができない方に対し、成年後見制度利用支援事業による町長申し立てを行うとともに、その申し立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。 ● <u>養介護施設等（注1）</u>との連携体制の強化により、適切な事業運営の確保と虐待防止対策を推進します。 ● 虐待等により保護する必要がある高齢者の状況を把握し、老人福祉施設等の利用に繋ぐと共に、その家族に対する支援を行います。 ● 消費者被害の事例があった場合には消費者行政担当と連携し、介護支援専門員及び関係機関等と情報共有しながら問題解決や被害の防止に努めます。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
権利擁護相談件数	件	21	22	22	24	28	
権利擁護相談のうち高齢者虐待相談件数	件	11	11	11	12	14	

注1 養介護施設等：老人福祉法に規定されている老人福祉施設、有料老人ホームや介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設など

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域の介護支援専門員と関係機関の連携体制を構築します。 ● 地域の主任介護支援専門員と協働しての事例検討会や研修会を実施し、介護支援専門員の実践力向上及び介護支援専門員同士のネットワーク（注1）構築を推進します。 ● 介護支援専門員等からの個別の事例の支援に関する相談に対応します。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
介護支援専門員研修会開催回数	回	4	5	5	5	5	
主任介護支援専門員勉強会開催回数	回	11	10	10	10	10	

【成果目標】

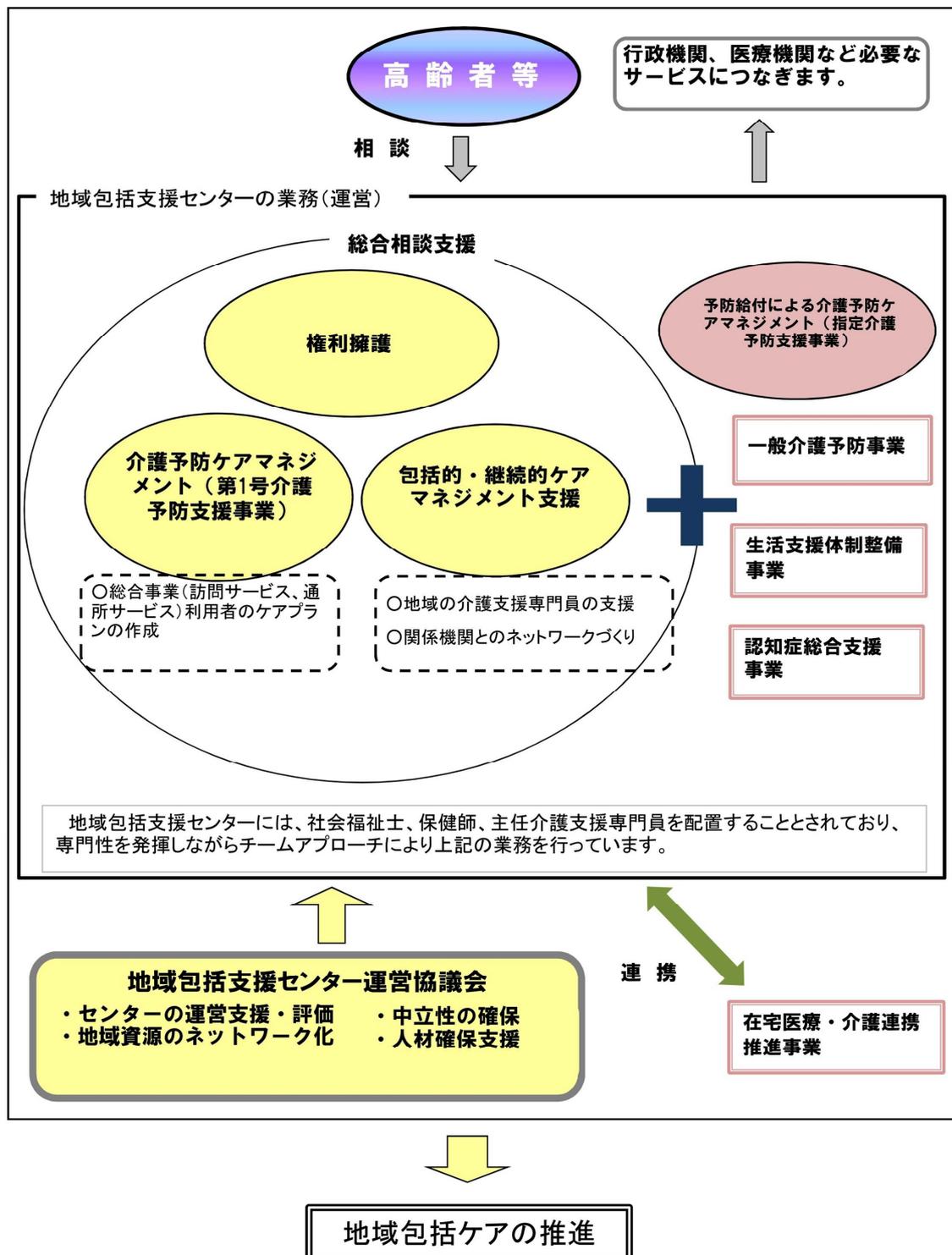
成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
<u>相談対応件数</u> ^{※1}	件	-	790	800	800	830
<u>地域包括支援センター認知度</u> ^{※2}	%	-	-	-	70	75

※1 相談対応件数：総合相談・支援業務に対応した延べ件数。

※2 地域包括支援センター認知度：要介護の認定を受けていない人を対象としたニーズ調査（3年に1回）による認知度。

注1 ネットワーク：一般的な意味は、放送網、通信網、回線網のこと。関係分野における情報網等による連絡組織のことも表す。

○ 地域包括支援センターの機能



(2) 在宅医療と介護の連携推進

【現状と課題】

高齢化の進展に伴い、加齢によって生じる慢性疾患等の罹患や要介護状態になるなどの健康上の不安を抱えながらも、自分らしく生活できる地域社会の構築が求められます。このことから、在宅医療や自宅での看取りなど、それに伴う家族の介護負担の軽減が求められており、医療機関、居宅介護事業所、訪問看護事業所等の関係者が情報の共有を図るためのネットワークづくりが重要となっています。

認知症についても、支援に携わる医療及び介護等関係機関の情報共有、連携の必要性はこれまで以上に高まっています。

在宅医療においては、医療的ケアとして褥瘡管理、経管栄養管理を行うことが多く、在宅医療が必要になる前の生活が比較的自立している頃からの高齢者の低栄養予防が重要であると考えられるため「食べること」を大切にされた健康教室や個別指導・相談の取組みを実施していく必要があります。今後は、住民の健康的な生活の向上に向けて、保健・医療・福祉の連携により、健診・介護予防と医療が密接につながった効果的な事業を展開していく必要があります。

【目指すべき状態】

医療機関及び関係機関の連携が図られ、医療従事者の体制が整い、在宅医療が充実し、いつでも誰でも安心して受診できる。また、疾病予防の取組みが定着し、住民の健康意識が高まっている。

【施策内容と活動指標】

① 介護・医療・福祉の連携強化

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護・医療・福祉の各関係者による意見交換会及び事例検討会を実施します。 ● 他の職種への理解を深めることを目的とした勉強会や事業所見学等を開催します。 ● 保健・医療・福祉関係事業所が主体的に連携できるよう、顔の見える関係づくりを支援します。 ● 医療機関及び介護事業所、訪問看護ステーション等の連携体制の構築に取り組みます。 ● 町の広報誌や町民向けの講演会等により在宅医療等の周知を行います。 ● 患者（利用者）の情報を複数の支援者で共有できる仕組み作りについて検討します。 							健康推進課 雫石診療所 福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
意見交換会及び研修会 開催回数	回	—	1	1	1	1	

②地域医療の充実

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 医療情報の発信と疾病予防の取組み等により健康意識の普及・啓発に取り組めます。 ● 雫石診療所の機能強化を図るとともに、医療相談室を中心に他の医療機関や福祉事業所等と連携した入退院支援に取り組めます。 ● 訪問診療・往診体制の強化に取り組めます。 							健康推進課 雫石診療所 福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
訪問診療延べ人数	人	369	550	550	550	550	
町広報紙での医療情報 発信件数	件	25	25	25	25	25	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
意見交換会及び研修会参加 機関数	機関	—	12	13	15	20

(3) 認知症施策の推進

【現状と課題】

65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症に該当するといわれています。国では、高齢化に伴い、認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに生きる「共生」と、認知症の発症、発症後の進行を遅らせるための「予防」を両軸とした施策を推進するため、令和2年度から令和7年度までの6年間を対象期間として「認知症施策推進大綱」を策定し、令和4年度には大綱の中間評価を行いながら認知症対策を推進しております。また、令和5年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」）（注1）が成立しており、大綱の中間結果を踏まえた認知症施策の推進に加え、認知症基本法施行に伴い国が策定する認知症施策推進基本計画（注2）の内容を踏まえた認知症施策を推進して行く必要があります。

認知症施策については、認知症施策大綱の基本的な考え方を踏まえた上で、認知症基本法の目的である認知症の人を含めた国民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えながら共生する社会を実現できるよう、総合的かつ計画的に推進することとされていますが、認知症の人本人や家族の人の希望や必要としていることなどについて語り合える場がほとんどないため、本人や家族の意見を把握していく機会を設ける必要があります。

認知症に関する相談に対しては、認知症地域支援推進員の配置や、専門職がチームとなって医療や介護サービスに早期につなぐ支援を行っています。そのほか、認知症本人の居場所づくりと認知症の方を抱える家族の情報共有の場として認知症カフェ等を開催しておりますが、ともに幅広い周知が行き届いていないことから、認知症ケアパス等（注3）による更なる周知が必要となります。

地域での支援体制に関しては、本町の認知症サポーター養成講座の受講者は延べ約6,400人と非常に多い状況ですが、ネットワークづくりや活用には至っていないのが現状です。今後もこども世代や企業へのサポーター養成講座によりサポーターの幅を広げ、できる範囲での手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座によりサポーターのフォローアップを図り、支援チーム等による、認知症本人、その家族のニーズに合った支援につなげる仕組みを構築する必要があります。

【目指すべき状態】

認知症になっても、家族や地域の理解と協力のもと、自分の持つ力を生かしながら住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることができる。

注1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法：認知症の人が自身の尊厳を持ち、希望を抱いて生活を送れるようにするための法律。

注2 認知症施策推進基本計画：認知症基本法の実現を推進するため、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で政府が策定する基本計画。当計画を基本として、県や市町においても実情に即した認知症施策推進計画の策定について努力義務とされている。

注3 認知症ケアパス：認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の状態に合わせて受けられる医療・介護・福祉サービス等の支援について整理した冊子。

【施策内容と活動指標】

①認知症高齢者等支援の充実

施策内容		担当課等				
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の知識や対応の仕方などについて町民に周知します。認知症サポーターステップアップ講座の開催により、サポーターのスキルアップを行います。 ● 認知症サポーターステップアップ講座の開催により、サポーターのスキルアップを行います ● <u>チームオレンジ</u>（注1）の理念や設置の必要性を周知し、チームの立ち上げについて検討します。 ● 認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置により、認知症に関する相談や認知症支援の拡充に努めます。 ● 医療機関や関係機関と連携し、認知症になっても安心して暮らせる支援体制づくりに努めます。 ● 状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた認知症ケアパス等を活用し、相談窓口の周知を行います。 ● 認知症の方やその家族が、地域の人や専門職と相互に情報共有し、お互いを理解しあう場として認知症カフェを実施します。 ● SOSネットワークシステムの活用と、履物用ステッカー（個人ごとの登録番号を附番）を配布し、所在不明時の身元の早期確認に努めます。 ● 認知症基本法施行に伴い、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策の推進に努めます。 		福祉課				
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
認知症サポーター養成講座回数	回	8	8	8	8	8
認知症初期集中支援チームの設置数	チーム	1	1	1	1	1

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
認知症カフェ延べ参加者数	人	11	100	110	110	130
認知症サポーター養成講座修了者数（累計）	人	6,475	6,600	6,700	6,800	7,000

注1 チームオレンジ：認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援を行う取り組み。

(4) 地域で支え合える体制づくり

【現状と課題】

現在、町内の人口は減少傾向にあるものの、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、隣近所での見守りや買い物、草刈りや除雪などの軽度の生活援助の需要が高まっています。

さらに、ボランティア活動やサークルなど地域での活動に参加していない高齢者が増加し、隣近所での支え合い意識が希薄になっている地域もあり、地域コミュニティ（注1）活動などを通して支え合い意識の醸成に努める必要があります。

一方で、要介護認定を受けていない元気な高齢者もいるため、高齢者自身もできるかぎり地域において社会参加の機会を増やし生きがいづくりを進めることにより、今後見込まれる介護人材の不足を補い、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となり、地域高齢者の日常生活上の支援体制の充実と社会参加の推進を一体的に図り、要介護状態等になることをできる限り予防することが重要です。

このことから、地域における関係者間のネットワーク構築や、生活支援の担い手の養成、ニーズに応じたサービス開発等の資源開発などをおこなう生活支援コーディネーター（注2）（地域支え合い推進員）を配置し、地域の助け合いや支え合いを推進する活動を行っています。高齢者をはじめ、地域住民一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる社会の実現に向け、地域で支え合える体制づくりを構築する必要があります。

【目指すべき状態】

地域において高齢者が趣味や生きがいづくり活動を行うことにより、住民一人一人が自分の住んでいる地域に関心をもち、役割をもって地域活動に参加することで地域コミュニティでの支え合いが機能し、隣近所の見守りや軽度の生活援助による支え合い活動が定着する。

注1 コミュニティ：居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。

注2 コーディネーター：仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種の人との調整役。

【施策内容と活動指標】

①多様な主体間の連携体制の構築

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● NPO法人、民間企業、社会福祉法人などの多様な支援主体により、必要な生活支援の活動・サービスを創出、持続、発展させるための連携・協議の場を必要に応じて設けます。 ● 地域の助け合い、支え合いを推進する生活支援コーディネーターを配置します。 							福祉課 総合政策課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
生活支援体制整備推進協議会会議の開催	回	2	1	1	1	1	

②地域主体の仕組みづくりと人材育成

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域づくり計画に基づいた住民主体の高齢者福祉活動を支援します。 ● 地域コミュニティ組織の形成及び活動を支援します。 ● 地域活動の場に出向いての情報提供・研修等を行います。 ● 活動団体や地域活動の事例を町広報紙やホームページ等で情報発信します。 ● 生活支援サービス・支援の担い手となる地域ボランティアを養成します。 							総合政策課 福祉課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
地域コミュニティ研修会勸奨件数 ^{※1}	件	0	20	25	30	35	
地域運営組織の会議への参画回数	回	0	4	8	10	12	
ボランティア運営協議会事業実施回数	回	2	2	2	2	2	
地域ボランティア養成講座及び研修会実施回数 ^{※2}	回	6	6	6	6	6	

※1 地域コミュニティ研修会勸奨件数：地域コミュニティ組織の内、選択講座の実施を勸奨した組織数。

※2 地域ボランティア養成講座及び研修会実施回数：生活支援サービス・支援の担い手となる地域住民ボランティアを対象として実施した養成講座と研修会等の実施回数。

③支え合い意識の醸成

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における助け合い・支え合いの地域づくりについて、住民を対象として啓発活動を行います。 ● 地域コミュニティ連合団体と連携し、地域全体の意識向上に向けた学びの場づくりと情報発信の支援を行います。 							福祉課 総合政策課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
お互いさま情報交換会 支援回数	回	66	67	67	67	68	
地域コミュニティ連合 団体主催事業の支援回 数 [※]	回	1	1	2	2	3	

※ 地域コミュニティ連合団体主催事業への支援回数：事務局支援を行っている地域コミュニティ連合団体組織が主催する啓発事業の実施回数。

④趣味や生きがいがづくり活動の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が心身ともに健康で元気に生活ができるよう、多様な趣味や生きがいがづくり活動を支援します。 ● 元気な高齢者の活躍の場として<u>シルバー人材センター</u>（注1）の活動を支援します。 ● 老人クラブや自主活動グループなど、高齢者が社会参加できる団体の活動を支援します。 ● グラウンドゴルフや輪投げなど高齢者もできるスポーツの普及・推進に取り組めます。 							福祉課 社会福祉協議会 生涯文化スポーツ課 総合政策課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
シルバー人材センター登録人数	人	98	100	100	100	100	
シルバー人材センター活動延べ人数	人	3,326	3,300	3,300	3,300	3,300	
老人クラブ会員数	人	893	826	820	820	820	
<u>高齢者対象の公民館事業実施回数</u> *	回	12	12	12	12	12	

※ 高齢者対象の公民館事業実施回数：中央公民館及び地区公民館において、高齢者を対象にした事業の延べ実施回数。

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
<u>地域ボランティア（住民主体）による生活支援サービス提供者延べ人数</u> *	人	58	65	70	75	75

※ 地域ボランティア（住民主体）による生活支援サービス提供者延べ人数：地域住民ボランティアなどが高齢者生活支援サポーターとして活動した人の延べ人数。

注1 シルバー人材センター：60歳以上の高齢者が自立的に運営する公益法人で、会員である高齢者の能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を供給する。

(5) 低所得高齢者等の住環境支援

【現状と課題】

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している中、住まいの老朽化や入院・入所等により長期間家を空けたことにより自宅での生活が難しくなり、地域での生活が難しくなる高齢者も増えてきています。

地域の社会資源を効果的に利用すれば、措置入所せずに地域で暮らすことができる場合もあることから、平成 26 年 10 月より厚生労働省が実施した「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を町が社会福祉法人に委託して実施してきました。また、平成 29 年 4 月からは町単独事業として社会福祉法人に委託して実施しています。

今後も一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯は増加することが見込まれ、その住環境を支援していく必要があることから、住宅改修等事業と併せて継続して事業を推進していく必要があります。

【目指すべき状態】

空き家等を活用した住環境が整備され、地域生活を希望する低所得高齢者等が、必要な生活支援を受けながら安心して生活を送ることができる。

【施策内容と活動指標】

①低所得高齢者等住まい・生活支援事業

施 策 内 容							担当課等
<p>● 低所得・低資産であって、社会的なつながりによる支援が乏しい等の理由により、地域での居住を継続することが困難となっている高齢者等が、できるだけ安定的・継続的に地域生活を営めるよう、町内の空き家等を活用し生活支援を行います。</p>							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
利用者数	人	3	3	3	3	5	

2-3 介護(予防)サービス事業の推進

(1) 要支援・要介護認定者数の状況

【現状と課題】

介護保険の被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と、40歳から64歳までの第2号被保険者で構成されており、第1号被保険者は総人口の減少の影響もあり、自然推計では令和2年度をピークに徐々に減少していく傾向となっています（表1参照）。

また、介護（予防）サービスを利用するためには、要介護（要支援）認定を受ける必要がありますが、今後の高齢化の進展状況から、要介護（要支援）認定を受けている方の人数（認定者数）は、年々増加していくものと予想されます（表2参照）。

こうした状況から、高齢者が介護（予防）サービスを受けながら、可能な限り心身の機能を維持した状態で住み慣れた地域の中で生活していくため、町内を1つの日常生活圏域として設定し、介護度の重度化を防ぐ取組を行えるよう事業を継続しています。

○表1 被保険者数 (単位：人)

	第8期実績値			第9期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号被保険者	6,019	6,007	5,997	5,985	5,973	5,927
第2号被保険者	4,994	4,896	4,798	4,700	4,603	4,517
計	11,013	10,903	10,795	10,685	10,576	10,444

○表2 要介護（要支援）認定者数 (単位：人)

	第8期実績値			第9期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定者数	1,149	1,122	1,108	1,112	1,119	1,123
要支援1	216	202	200	203	204	205
要支援2	135	134	125	125	124	126
要介護1	182	191	210	213	213	214
要介護2	169	162	148	152	153	154
要介護3	126	132	141	139	141	139
要介護4	168	141	142	137	140	140
要介護5	153	160	142	143	144	145

資料：表1、2とも第8期実績値は介護保険事業状況報告、第9期見込値は福祉課推計による

(2) 居宅サービス

【現状と課題】

居宅サービスについては、要介護認定者の増加によりサービス利用量が上昇しています。

今後も、居宅サービス利用量は増加することが見込まれることから、引き続き、要介護状態区分や家族状況等に基づいた適切なサービス量の確保と、対象者への適正なサービス利用の周知に努めていく必要があります。

【目指すべき状態】

介護サービス利用者の意欲が高まり、要介護者（要支援者）（以下「要介護者等」という。）が生きがいを持って可能な限り自立した日常生活を営むことができる。

【施策内容と活動指標】

①訪問介護

施策内容							担当課等
● 要介護者等の自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活上の支援を行います。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
延利用日数	日	21,055	21,867	22,331	22,805	23,204	

②訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

施策内容							担当課等
● 入浴を必要とする要介護者等の自宅に移動入浴車が訪問し、看護師や介護士による入浴介護を行います。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
延利用日数	介護	日	698	706	721	736	
	予防	日	5	0	0	0	5

③訪問看護（介護予防訪問看護）

施策内容								担当課等
● 要介護者等の自宅に看護師や保健師、 <u>理学療法士（注1）</u> などが訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。								福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14		
延利用日数	介護	日	2,569	2,712	2,765	2,819	2,931	
	予防	日	648	883	901	920	953	

④訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

施策内容								担当課等
● 要介護者等の自宅に <u>理学療法士</u> や <u>作業療法士（注2）</u> などが訪問し、リハビリテーションの指導を行います。								福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14		
延利用日数	介護	日	2,635	2,748	2,806	2,865	2,965	
	予防	日	1,953	2,143	2,188	2,234	2,313	

⑤通所介護

施策内容								担当課等
● デイサービスセンター等において、日帰りで、要介護者等の必要な日常生活上の世話と機能訓練を行います。								福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14		
延利用日数	日	10,275	10,477	10,699	10,926	11,324		

注1 理学療法士：障がいがある者に対して、身体機能の基本的動作能力の回復を図るために援助を行うことを目的としたリハビリテーション医療に従事している専門職。

注2 作業療法士：医師の指示のもとに、身体又は精神に障がいのある者に手工芸、その他の作業を行わせ、主としてその応用的動作能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする職種。

⑥通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

施策内容								担当課等
● 介護老人保健施設や医療機関などにおいて、日帰りで要介護者等のリハビリテーションを行います。								福祉課
サービス見込み量		単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
延利用日数	介護	日	5,104	6,452	6,589	6,729	6,963	
	予防	日	4,938	5,312	5,424	5,539	5,733	

⑦短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

施策内容								担当課等
● 一時的（緊急時を含む）に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要介護者等に対して、介護や日常生活上の世話、機能訓練を行います。								福祉課
サービス見込み量		単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
延利用日数	介護	日	11,662	15,326	15,651	15,983	16,540	
	予防	日	222	420	428	437	480	

⑧短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

施策内容								担当課等
● 一時的（緊急時を含む）に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要介護者等に対して、看護や医学的な管理のもとで介護や機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行います。								福祉課
サービス見込み量		単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
延利用日数	介護	日	387	466	475	485	544	
	予防	日	0	0	0	0	0	

⑨特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

施策内容								担当課等
● <u>有料老人ホーム（注1）</u> 等の特定施設に入居している要介護者等に介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。								福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14		
延利用人数	介護	人	19	48	48	48	60	
	予防	人	12	12	12	12	24	

⑩居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

施策内容								担当課等
● 要介護者等に対し、医師、歯科医師、管理栄養士などが療養上の管理と指導を行います。								福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14		
延利用人数	介護	人	675	716	731	746	786	
	予防	人	116	122	135	148	167	

⑪福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

施策内容								担当課等
● 要介護者等の自立支援や介護負担軽減を図るため、車椅子や特殊ベッドなど特定の福祉用具を貸与します。								福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14		
延利用人数	介護	人	2,957	3,135	3,201	3,269	3,383	
	予防	人	980	1,056	1,078	1,100	1,146	

注1 有料老人ホーム：高齢者等を入所させ、食事の提供その他の日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人福祉施設でないものをいう。

⑫特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）

施策内容								担当課等
<p>● 要介護者等が自宅での入浴・排せつをしやすいするための福祉用具を購入した場合、購入費の支給を行います。</p>								福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14		
延利用人数	介護	人	30	32	35	38	45	
	予防	人	15	22	25	28	35	

⑬居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

施策内容								担当課等
<p>● 要介護者等の転倒を防いだり、入浴や排せつをしやすいために小規模な住宅改修をした場合、改修費用の支給を行います。</p>								福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14		
延利用人数	介護	人	7	13	15	18	25	
	予防	人	11	18	20	23	33	

⑭居宅介護支援（介護予防支援）

施策内容								担当課等
<p>● 要介護者等が居宅サービス等を適切に利用できるように居宅介護支援事業所の介護支援専門員（介護予防については地域包括支援センター）がケアマネジメントを行います。また、必要に応じて施設の紹介等を行います。</p>								福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14		
利用件数	介護	件	4,690	4,789	4,890	4,993	5,168	
	予防	件	2,138	2,203	2,249	2,296	2,356	

(3) 地域密着型サービス

【現状と課題】

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、町内には認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）2か所、認知症対応型通所介護事業所1か所があります。利用者並びに利用者家族の認知症への理解が進んでおり、利用者も順調に推移しています。

また、町内には5か所の地域密着型通所介護事業所に加えて、1か所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所があり、地域に根付いたサービスを提供しています。今後も利用ニーズを的確に把握し適切にサービス提供事業者の確保に努めていく必要があります。

【目指すべき状態】

地域密着型サービス等の展開により、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、最後まで自分らしく生活を送ることができる。

【施策内容と活動指標】

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施策内容							担当課等
● 訪問看護と訪問介護を一体的に又は密接に連携しながら、重度者を始めとした要介護者等の在宅生活を支えるため、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
利用人数	人	1	1	1	1	3	

②夜間対応型訪問介護

施策内容							担当課等
● 夜間、要介護者の自宅へ定期的又は連絡によりホームヘルパーが訪問し、介護や日常生活上の世話をを行います。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
利用人数	人	—	—	—	—	—	

③認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

施策内容								担当課等
● 町内のデイサービスセンターなどにおいて、日帰りで、認知症の要介護者等に介護や日常生活上の世話及び機能訓練を行います。								福祉課
サービス見込み量		単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
延利用日数	介護	日	1,990	2,075	2,119	2,164	2,193	
	予防	日	14	60	62	66	72	

④小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

施策内容								担当課等
● 要介護者等に町内のサービス拠点に通所又は短期間の宿泊をしていただき、介護や日常生活上の世話及び機能訓練を行います。								福祉課
サービス見込み量		単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
利用回数	介護	回	—	—	—	—	—	
	予防	回	—	—	—	—	—	

⑤認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

施策内容								担当課等
● 家庭的な環境の共同生活場所で、認知症の要介護者等に介護や日常生活上の世話及び機能訓練を行います。								福祉課
サービス見込み量		単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
必要見込数		人	25	27	27	27	27	
町内施設定員数		人	27	27	27	27	27	

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

施策内容							担当課等
● 町内にある有料老人ホーム（定員 29 人以下）等の特定施設に入居している要介護者に、介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
必要見込数	人	—	—	—	—	—	
町内施設定員数	人	—	—	—	—	—	

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施策内容							担当課等
● 町内にある <u>特別養護老人ホーム（注1）</u> （定員 29 人以下）に入所している要介護者に、介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
必要見込数	人	—	—	—	—	—	
町内施設定員数	人	—	—	—	—	—	

⑧看護小規模多機能型居宅介護

施策内容							担当課等
● 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせることで、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
必要見込数	人	—	—	—	—	—	

注1 特別養護老人ホーム：身体上又は精神上の障がいにより、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な者を入所させる施設。原則、要介護3～5に該当する者が対象となる。

⑨地域密着型通所介護

施 策 内 容							担当課等
● デイサービスセンター等において、日帰りで、要介護者等の必要な日常生活上の世話と機能訓練を行います。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
延利用日数	日	19,180	20,953	21,080	21,207	21,570	

(4) 施設サービス

【現状と課題】

町内においても、核家族化と高齢化率の上昇に伴い高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者の増加による施設入所希望者の増加が見込まれます。現在町内には介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）2施設、介護老人保健施設3施設がありますが、入所待機期間の長期化が常態化しています。これを解消するため、第9期計画期間内に、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の増床を予定しています。

人口動態の変化により、今後さらにニーズが高まることが予想されることから、中・長期的な施設整備計画が求められます。介護を必要とする方ができるだけ住みなれた自宅で生活できるように在宅サービスの充実を図るとともに、施設入所希望者には待機期間が長期化しないよう、利用者ニーズを適切に捉えながら計画的に整備していくことが重要です。

【目指すべき状態】

利用者ニーズに合った施設サービスが充実し待機期間が短くなり、重度要介護者やその家族が希望する施設を利用することができ、安心して生活することができる。

【施策内容と活動指標】

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施 策 内 容							担当課等
● 常時介護が必要で自宅での生活が困難な要介護者に対して、食事、入浴、排せつなど日常生活上の世話、機能訓練や健康管理及び療養上の世話を行います。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
必要見込数	人	121	126	126	126	130	
町内施設定員数	人	130	135	135	135	135	

②介護老人保健施設

施 策 内 容							担当課等
● 病状が安定期にある要介護者が在宅復帰できるよう、看護・介護などの医学的管理のもと、機能訓練等必要な医療、日常生活上の世話をを行います。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
必要見込数	人	146	144	144	144	119	
町内施設定員数	人	169	169	169	169	129	

③介護医療院

施 策 内 容							担当課等
● 「長期療養のための医療」と「日常生活上の介護」のいずれもが必要な要介護者に対して、これらのサービスを一体的に提供します。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
必要見込数	人	3	3	3	3	28	
町内施設定員数	人	—	—	—	—	40	

(5) 介護保険サービス利用に係る低所得者への支援

【現状と課題】

介護保険サービス利用者に対し、利用者負担額が上限額を超えた場合に、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・特定入所者介護サービス費を所得等に応じて支給し、安心して介護保険サービスが利用できるよう取り組んでいます。

利用には申請が必要なことから、今後も継続して利用者やその家族等へ適切に周知していく必要があります。

【目指すべき状態】

介護保険サービス利用に係る低所得者への支援が充実し、介護保険サービスを必要な要介護者が、安心して介護保険サービスを利用することができる。

【施策内容と活動指標】

①高額介護サービス費

施策内容							担当課等
● 介護保険の1か月の利用者負担額が高額となった場合に、利用者負担段階区分に応じた上限額を超えた場合に、支給します。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
支給件数	件	4,016	4,008	4,029	4,050	4,173	

②高額医療合算介護サービス費

施策内容							担当課等
● 介護保険の利用者負担額と医療保険の一部負担金の1年間の合計額が高額となり、所得区分に応じた基準額を超えた場合に、超えた額を支給します。(それぞれの制度から支給されるものですが、介護保険分については高額医療合算介護サービス費として支給します。)							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
支給件数	件	218	219	224	229	243	

③特定入所者介護サービス費

施 策 内 容							担当課等
● 所得段階に応じて施設サービスの居住費と食費の自己負担限度額を超えた分について、申請に基づき支給します。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
支給件数	件	2,936	2,900	2,961	3,023	3,147	

(6) 介護給付適正化の推進

【現状と課題】

介護給付の適正化とは、介護給付が必要な人を適切に認定し、その人が必要とするサービスを過不足なく、事業者が適切に提供するよう促すことです。

介護保険制度は開始から20年以上が経過し、高齢者の生活を支える制度として定着してきましたが、その一方で、受給者の状態にそぐわないサービスや過剰なサービスの提供といった問題も一部で見られるようになりました。こうしたサービスが増加すると、介護給付費の増大や介護保険料の上昇を招く可能性があります。

給付適正化事業は、町が保険者として本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むことが重要であり、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを適切に提供するため、①要介護認定の適正化、②住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査を含むケアプラン点検、③縦覧点検、医療情報との突合の3事業を継続的に実施する必要があります。サービス事業者に対し、保険者の方向性を示しながら、共通認識を持って取り組むことが重要です。

【目指すべき状態】

介護給付適正化事業が継続的に実施されることで、介護給付を必要とする受給者が適切に認定され、受給者が真に必要なとするサービスが過不足なく提供されている。

【施策内容と活動指標】

①介護給付適正化事業

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、認定調査票の記載内容について点検します。 ● 住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査を含むケアプラン点検により、過不足のない介護サービスが提供されているかを確認し、要介護者の自立支援につながるようなプラン作成を支援します。 ● 国民健康保険団体連合会等から給付適正化情報を受け、不適切な給付がないか確認します。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
認定調査票点検件数	件	911	1,017	1,022	1,036	1,062	
住宅改修事前確認件数	件	18	31	35	41	50	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
適正化事業実施率	%	—	100	100	100	100

(7) 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上

【現状と課題】

全国的に介護人材の不足が大きな課題となっており、令和6年には介護職員が30万人不足すると推計されています。町内の事業所においても職員の確保が非常に難しい状況にあり、実際に介護サービス事業所が事業廃止するなど深刻な状況です。

また、介護分野で働く人材の定着や、質の高い介護サービスの提供を目指すため、介護現場におけるICT（情報通信技術）の活用や、文書負担軽減の取り組みなど環境改善が求められます。

介護の仕事は大変なイメージが先行していますが、介護現場の実態を知ることで理解を深め、介護の仕事のやりがいや魅力を発信することにより、若年層・一般層の意識の醸成を図る必要があります。

【目指すべき状態】

介護の仕事の魅力を発信することにより現場への理解が深まり、介護職員就業希望者の増加や離職者を減らすことができる。

【施策内容と活動指標】

①介護人材確保と業務効率化の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 町内の中学生・高校生等を対象に、介護の仕事紹介や進路についてのパンフレットの配布や介護の仕事の魅力を発信する映画の上映をおこない、介護職への理解促進と進路の選択肢を広げます。 ● 介護職の新規就労促進のため資格取得や移住・定住を支援します。 ● 介護職の負担軽減を図るため、国や県、関係機関と連携しながら介護現場の業務効率化に向けた取組について検討します。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
介護職の魅力発信	回	2	2	2	2	2	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
町内介護施設就職者数	人	25	20	20	20	20
研修補助金利用者数	人	3	3	3	3	3

2-4 高齢者福祉サービスの推進

(1) 在宅サービス

【現状と課題】

令和5年3月末において高齢化率39.4%と超高齢社会となっている本町において、高齢者を支える体制づくりはとても重要です。

特にも近年増加している一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域コミュニティや民生委員・児童委員と連携した見守り体制の充実とともに、生活していくうえでさまざまな支援が必要です。

介護保険制度が始まる以前から高齢者のための在宅サービスが開始されており、介護保険では賄えない部分の生活支援サービスで、寝具洗濯等サービス事業、緊急通報装置貸与・給付事業、高齢者外出支援事業、軽度生活援助事業、老人日常生活用具給付等事業などにより高齢者の在宅生活を支援しています。

また、要介護被保険者等を介護する介護者への支援として家族介護者リフレッシュ事業や家族介護慰労事業、在宅高齢者等紙おむつ支給事業、在宅昼食サービス事業などを行っています。

そのほか、平成27年9月より、日常生活において必要な食料品や日用雑貨等の購入が困難な高齢者等に対して、見守り活動を兼ねた生活物資の移動販売等を行う、高齢者等暮らしの活動支援事業を実施しております。

いずれの事業も、高齢者の在宅生活の充実と家族介護者の負担の軽減に繋がり、また介護サービスなど様々な高齢者支援サービスとの連携により、更なる支援の充実が図られることから事業を推進していく必要があります。

【目指すべき状態】

在宅生活を送る高齢者が必要なサービスを利用することができ、住み慣れた地域で安心して生活することができる。

【施策内容と活動指標】

①寝具洗濯等サービス事業

施 策 内 容							担当課等
● 住民税非課税世帯等で寝具の衛生管理が困難であるおおむね65歳以上の一人暮らし高齢者等に、普段使用している寝具の洗濯、乾燥、消毒をし、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援します。							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
利用者数	人	11	10	10	10	10	

②緊急通報装置貸与・給付事業

施 策 内 容							担当課等
● 一人暮らし高齢者等に対し、24時間体制で対応する緊急通報装置を貸与又は給付し、急病等の緊急時に迅速な対応をします。							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
設置者数	人	48	50	50	50	50	

③高齢者外出支援事業

施 策 内 容							担当課等
● 常時車椅子を利用している高齢者に対し、町に登録した介護タクシーを利用するの通院等、外出費用の一部を助成します。							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
延利用者数	人	43	45	45	45	45	

④軽度生活援助事業

施 策 内 容							担当課等
● 外出時の援助、草取り、家屋の軽微な修繕、除雪などの軽易な日常生活上の援助を行うことにより、一人暮らし高齢者等の自立した生活を支え、要介護状態への進行を防止します。							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
延利用者数	人	73	70	70	70	70	

⑤老人日常生活用具給付等事業

施 策 内 容							担当課等
● 要介護高齢者等に対し、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、一点杖、シルバーカーなどの日常生活用具を給付又は貸与することにより、自立した日常生活が送れるよう支援します。							福祉課
サービス見込み量	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
延給付件数	件	2	3	3	3	3	

⑥訪問理美容サービス事業

施 策 内 容							担当課等
● 理容院や美容院に出向くことが困難な高齢者等に対して、居宅でこれらのサービスを受けられるようにすることにより、在宅生活を支援します。							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
延利用者数	人	12	10	10	10	10	

⑦生活管理指導短期宿泊事業

施策内容							担当課等
● 養護老人ホームにおいて生活指導を行い、高齢者が在宅生活を継続できるよう支援します。							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
利用者数	人	2	2	2	2	2	

⑧高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり事業

施策内容							担当課等
● 障がい者や高齢者が自立した生活ができるよう、段差の解消や手すりの設置など移動困難を解消する住宅改修費を補助します。							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
住宅改修費助成件数	件	1	1	1	1	1	

⑨家族介護支援事業

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 家族介護者リフレッシュ事業により、高齢者を介護している家族に対して、介護者相互の交流と心身の回復を図り、併せて介護教室を実施し介護技術を習得できるよう支援します。 ● 介護保険を利用せずに在宅で高齢者等を介護している家族に対して、在宅生活の継続と身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、家族介護慰労金を支給します。 ● 在宅で常時紙おむつを使用している高齢者等を介護している家族の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ購入費用の一部を助成します。 ● 栄養改善が必要な一人暮らし高齢者等へ、訪問により昼食の提供と安否確認をします。 							福祉課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
家族介護リフレッシュ事業実施回数	回	2	2	2	2	2	
家族介護慰労事業給付者数	人	1	1	1	1	1	
高齢者等紙おむつ支給事業利用者数	人	73	75	75	75	75	
在宅昼食サービス事業延利用者数	人	5,218	4,700	4,700	4,700	4,700	

⑩高齢者等暮らしの活動支援事業

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な商店の減少や高齢化の進行により近隣に店舗がない等、日常生活に必要な食料品や日用雑貨品等の購入が困難な地域において、一人暮らし高齢者等の見守り活動を兼ねて生活物資の移動販売を行います。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
実利用者数	人	19,901	19,500	19,500	19,500	19,500	
1日平均利用者数	人	74.5	74.0	74.0	74.0	74.0	

(2) 高齢者の住まい対策

【現状と課題】

高齢者の単身世帯や夫婦世帯が増加している中で、安定した生活を送るための住まいの確保や環境整備は大変重要となっています。町内には生活環境や経済的理由により自宅で生活することが困難な方が入所できる養護老人ホームが1施設あり、町内外からの入所者を受け入れています。入所は老人福祉法に基づいて町が措置することとされているため、対象となる高齢者や家族から詳しく状況を聞き、必要に応じて適切に入所の手続きをとる必要があります。

また、居室と生活支援サービスが一体的に提供される住宅型有料老人ホームや、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造のサービス付き高齢者向け住宅があり、生活の場の選択肢の一つとなっています。

高齢化が進み、身体的、精神的、環境的、経済的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者が増える傾向にあるため、公的サービスのほか地域での助け合いが求められています。

【目指すべき状態】

在宅で生活することが困難な高齢者が、健康状態や経済力に合わせた住まいを支援し、安心して暮らすことができる。

【施策内容と活動指標】

①養護老人ホーム

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none">● 居宅において、環境上の理由及び経済的理由により養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、健全な生活ができるよう支援します。● 入所された高齢者と年に1回面接し、養護老人ホームと連携を取りながら生活を支援します。							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
入所者数	人	18	20	20	20	20	
入所待機者数	人	0	0	0	0	0	

②有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（注1）

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の生活の場の選択肢の1つとして情報提供し、自分の能力や経済力による生活の場を選ぶことができるよう支援します。 ● 住まいに対する多様なニーズが想定されることから、県と情報の連携を図りながら施設誘致について検討します。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
町内施設定員数	人	49	56	56	56	56	

注1 サービス付き高齢者向け住宅：バリアフリー構造を有し、介護・医療と連携した高齢者を支援するサービスを提供する賃貸住宅。

2-5 介護保険サービスの事業費及び介護保険料

(1) 介護保険サービス事業費

① 居宅・地域密着型・施設サービスの給付費

本計画における居宅・地域密着型サービス給付費については、前期第8期の事業実績及び人口推計を基にした要介護認定者数の推計から算出しています。(表1参照)

施設サービス給付費については、種別ごとに利用見込者数と平均利用額を乗じて算出しています。

今後3年間の給付費は、

- ・令和6年度 1,839,924千円
- ・令和7年度 1,859,718千円
- ・令和8年度 1,871,225千円

と見込まれます。

表1 居宅・地域密着型・施設サービス給付費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス (計)	468,693	477,812	485,153
①訪問介護	103,089	106,058	107,016
②訪問入浴介護	6,638	6,651	6,728
③訪問看護	17,614	17,641	17,649
④訪問リハビリテーション	15,369	16,026	16,072
⑤居宅療養管理指導	3,408	3,412	3,435
⑥通所介護	98,659	99,969	101,154
⑦通所リハビリテーション	50,150	51,562	52,511
⑧短期入所生活介護	123,819	125,904	129,059
⑨短期入所療養介護	4,944	5,237	6,112
⑩特定施設入居者生活介護	7,389	7,398	7,398
⑪福祉用具貸与	36,537	36,877	36,942
⑫特定福祉用具販売	1,077	1,077	1,077
(2) 地域密着型サービス (計)	308,159	310,601	313,708
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	939	940	940
②夜間対応型訪問介護	0	0	0
③認知症対応型通所介護	43,664	45,189	46,347
④小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑤認知症対応型共同生活介護	90,901	91,455	91,925
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	172,655	173,017	174,496
(3) 住宅改修	1,936	1,936	1,936
(4) 居宅介護支援	72,959	73,647	73,858
(5) 介護保険施設サービス (計)	988,177	995,722	996,570
①介護老人福祉施設	438,475	439,146	439,475
②介護老人保健施設	539,411	541,119	541,638
③介護医療院	10,291	15,457	15,457
介護給付費計 (合計) →(I)=(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,839,924	1,859,718	1,871,225

② 介護予防・地域密着型介護予防サービスの給付費

本計画における介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費は、前期第8期の事業実績及び人口推計を基にした要支援認定者数の推計から算出しています。(表2参照)

今後3年間の給付費は、

- ・令和6年度 72,690千円
- ・令和7年度 73,979千円
- ・令和8年度 75,182千円

と見込まれます。

表2 介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防サービス (計)	60,697	61,918	63,066
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0
②介護予防訪問看護	6,036	6,224	6,405
③介護予防訪問リハビリテーション	11,700	11,921	12,287
④介護予防居宅療養管理指導	617	617	617
⑤介護予防通所リハビリテーション	33,080	33,632	33,902
⑥介護予防短期入所生活介護	2,022	2,206	2,387
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	710	711	711
⑨介護予防福祉用具貸与	5,962	6,037	6,187
⑩特定介護予防福祉用具販売	570	570	570
(2) 地域密着型介護予防サービス (計)	856	857	857
①介護予防認知症対応型通所介護	856	857	857
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 住宅改修	1,017	1,017	1,017
(4) 介護予防支援	10,120	10,187	10,242
予防給付費計 (合計)→(Ⅱ)=(1)+(2)+(3)+(4)	72,690	73,979	75,182

③ 介護保険標準給付見込額

介護保険標準給付見込額は、前述の①、②の給付費に特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加えた合計額です。(表3参照)

なお、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費は、介護サービス利用者と利用額の推移から、給付費を見込んでいます。

また、審査支払手数料は、これまでの実績から伸び率を乗じて算出しています。

各年度の標準給付見込額は、

- ・令和6年度 2,085,463 千円
- ・令和7年度 2,107,997 千円
- ・令和8年度 2,121,362 千円

と見込まれます。

表3 標準給付見込額

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅・地域密着型・施設サービス給付費→(Ⅰ)	1,839,924	1,859,718	1,871,225
介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費→(Ⅱ)	72,690	73,979	75,182
特定入所者介護サービス費等給付額→(Ⅲ)	107,259	107,934	108,320
高額介護サービス費等給付額→(Ⅳ)	55,364	55,712	55,911
高額医療合算介護サービス費等給付額→(Ⅴ)	6,004	6,394	6,438
審査支払手数料→(Ⅵ)	1,625	1,641	1,658
制度改正等による影響見込額→(Ⅶ)	2,597	2,619	2,628
標準給付見込額 (合計)→(Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)+(Ⅳ)+(Ⅴ)+(Ⅵ)+(Ⅶ)	2,085,463	2,107,997	2,121,362

④ 地域支援事業費

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費(社会保障充実分以外)・任意事業費、包括的支援事業費(社会保障充実分)で構成されています。

介護予防・日常生活支援総合事業費は、これまでの実績に伸び率を乗じて介護予防事業に必要な額を推計しています。また、包括的支援事業費及び任意事業費は、これまでの実績から当該事業に必要な額を推計しています。

各年度の事業費の見込額は、

- ・令和6年度 87,050 千円
- ・令和7年度 93,050 千円
- ・令和8年度 95,650 千円

と見込まれます。

表4 地域支援事業費

単位：千円

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費見込額	87,050	93,050	95,650
介護予防・日常生活支援総合事業費	46,250	49,750	52,350
包括的支援事業費・任意事業費	40,800	43,300	43,300

(2) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料については原則として、前述の標準給付見込額と地域支援事業費に第1号被保険者の負担割合を乗じた額と調整交付金等の合計額を、第1号被保険者の見込み人数で割った額が基準額として算出されます。第9期介護保険事業計画での介護保険料は、第8期に引き続き、被保険者の所得状況に応じて、基準額に保険料率を乗じた保険料設定となります。

第9期の第1号被保険者の負担割合は23.0%となります（第8期と同率）。保険料は、所得段階の「第5段階」の金額が基準保険料（保険料率1.00）となり、第9期における基準保険料月額は月額6,500円（第8期と同額）となります。

表5 第1号被保険者保険料算定表

単位：千円（⑩のみ円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①標準給付見込額	2,085,463	2,107,997	2,121,362
②介護予防・日常生活支援総合事業費	46,250	49,750	52,350
③包括的支援事業費・任意事業費	40,800	43,300	43,300
④給付費等計（①+②+③）	2,172,513	2,201,047	2,217,012
⑤第1号被保険者負担分（④×23%）	499,678	506,240	509,912
⑥調整交付金相当額（（①+②）×5%）	106,585	107,887	108,685
⑦調整交付金交付割合	6.75%	6.63%	6.33%
⑧調整交付金見込額（（①+②）×⑦）	143,891	143,059	137,596
⑨財政安定化基金拠出金			0
⑩介護給付費準備基金取崩額			79,700
⑪財政安定化基金交付金			0
⑫保険料収納必要額 ※3年間総額 （⑤+⑥-⑧+⑨-⑩-⑪）			1,334,744
⑬予定保険料収納率			98.58%
⑭保険料賦課見込額（⑫÷⑬）			1,353,970
⑮所得段階補正後被保険者数			17,358人
⑯保険料基準月額（⑭÷⑮÷12か月）			6,500円

※1,000円未満の端数処理により、項目ごとの計算結果が一致しないことがあります。

表6 第1号被保険者の月額保険料（令和6年度から3年間同額）

基準	月額保険料	保険料率	年額保険料	加入割合
第1段階（生活保護受給者。世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者又は合計所得金額+公的年金等収入金額が年額80万円以下の人）	6,500円 (6,500円)	0.285	22,200円 (23,400)	14.6%
第2段階（世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入額が年額80万円を超え120万円以下の人）		0.485	37,800円 (39,000)	9.5%
第3段階（世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入金額が120万円を超える人）		0.685	53,400円 (54,600)	8.3%
第4段階（本人が住民税非課税でかつ公的年金収入額が年額80万円以下で、同じ世帯に住民税課税の者がいる人）		0.90	70,200円 (70,200)	13.0%
第5段階（本人が住民税非課税でかつ公的年金等の収入金額が年額80万円を超え、同じ世帯に住民税課税の者がいる人）		1.00	78,000円 (78,000)	19.3%
第6段階（本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人）		1.20	93,600円 (93,600)	17.0%
第7段階（本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人）		1.30	101,400円 (101,400)	10.7%
第8段階（本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人）		1.50	117,000円 (117,000)	4.3%
第9段階（本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人）		1.70	132,600円 (132,600)	1.4%
第10段階（本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人）		1.90	148,200円 (-)	0.8%
第11段階（本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人）		2.10	163,800円 (-)	0.3%
第12段階（本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人）		2.30	179,400円 (-)	0.2%
第13段階（本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人）		2.40	187,200円 (-)	0.6%
基準保険料月額	6,500円 (6,500円)			

※（ ）内は、第8期介護保険事業計画における保険料額

※第1段階から第3段階は軽減措置後の額

雫石町介護保険サービス提供事業所等一覧

地区	No.	事業所名	サービス種別	郵便番号	所在地	電話番号	
雫石	1	雫石町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	020-0541	雫石町千刈田82-2	692-2230	
	2	雫石町地域包括支援センター	介護予防支援	020-0541	雫石町千刈田5-1	691-1105	
	3	篠村医院	通所リハビリ	020-0524	雫石町寺の下105-12	692-5151	
	4	J Aライフサポート 雫石指定通所介護事業所	地域密着型通所介護	020-0554	雫石町町裏75-1	692-6150	
	5	松寿荘指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	020-0539	雫石町上町東5	601-7112	
		松寿荘指定訪問介護事業所	訪問介護	020-0503	雫石町七ツ森16-37	692-2511	
	6	介護老人保健施設はーとぼーと雫石	介護老人保健施設、 短期入所療養介護、 通所リハビリ	020-0502	雫石町板橋3-7	692-3336	
		介護老人保健施設はーとぼーと雫石2号館	介護老人保健施設、 短期入所療養介護、 通所リハビリ				
		はーとぼーと雫石指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援				691-1022
		グループホームたんたん	認知症対応型共同生活介護				692-3788
	7	デイサービスセンターにこトピア雫石	通所介護	020-0536	雫石町八卦50-1	691-2888	
	8	いわてリハビリテーションセンター	訪問看護、訪問リハビリ	020-0503	雫石町七ツ森16-243	692-5800	
	9	ななかまど居宅介護支援事業所	居宅介護支援	020-0546	雫石町柿木5-4	656-9078	
		リハビリ型デイサービスセンターささこつ	地域密着型通所介護			656-9505	
		訪問介護事業所ひまわり	訪問介護			691-1555	
		定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護ひまわり	定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護				
10	しずくいし訪問看護ステーション心	訪問看護	020-0542	雫石町万田渡74-1	681-6502		
御所	11	グループホームしずくいし	認知症対応型共同生活介護	020-0572	雫石町西安庭第15地割81-26	691-1115	
	12	うぐいすの郷通所介護センター	地域密着型通所介護	020-0572	雫石町西安庭第26地割130-1	692-5888	
	13	特別養護老人ホームおうしゆく	介護老人福祉施設、 短期入所生活介護	020-0574	雫石町鶯宿第9地割67-1	695-2580	
		デイサービスセンターおうしゆく	認知症対応型通所介護				
		居宅介護支援事業所おうしゆく	居宅介護支援				695-2587
	14	日赤鶯鳴荘指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	020-0573	雫石町南畑第32地割15-30	695-2536	
		日赤鶯鳴荘デイサービスセンター	地域密着型通所介護			695-2473	
		特別養護老人ホーム日赤鶯鳴荘	介護老人福祉施設			695-2131	
		日赤鶯鳴荘指定短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護				
	15	介護老人保健施設おうしゆく	介護老人保健施設、 短期入所療養介護	020-0573	雫石町南畑第32地割265	695-2333	
西山	16	松寿荘指定地域密着型通所介護事業所	地域密着型通所介護	020-0585	雫石町長山篠川原156-2	601-9057	